

2017年3月

公開草案 ED/2017/2

IFRS第8号「事業セグメント」の改善

IFRS第8号及びIAS第34号の修正案

コメント期限：2017年7月31日

IFRS第8号「事業セグメント」の改善

(IFRS第8号及びIAS第34号の修正案)

コメント期限：2017年7月31日

Exposure Draft ED/2017/2 *Improvements to IFRS 8 Segment Reporting* (Proposed amendments to IFRS 8 and IAS 34) is issued by the International Accounting Standards Board (the Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of any comments received before being issued in final form. Comments need to be received by 31 July 2017 and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page at:

<http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS® Foundation (the Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911040-48-4

Copyright © IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publications and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

IFRS第8号「事業セグメント」の改善

(IFRS第8号及びIAS第34号の修正案)

コメント期限：2017年7月31日

公開草案 ED/2017/2 「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案) は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメントを求めるため公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2017年7月31日までに到着する必要があり、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は我々の ‘Comment on a proposal’ のページ（下記）を用いて電子的に提出されたい。

<http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

コピーライト © IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい（licences@ifrs.org）。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号 : FC023235）として活動し、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IFRS 第 8 号「事業セグメント」の修正	9
[案] IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正	14
審議会による 2017 年 3 月公表の「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」 (IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正案) の承認	16
「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号の修正案) に関する結論の根拠	17
「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IAS 第 34 号の修正案) に関する結論の根拠	23

はじめに

2013年7月に、国際会計基準審議会（当審議会）は、報告書及びフィードバック・ステートメント「適用後レビュー：IFRS第8号『事業セグメント』」を公表した。当該文書において、当審議会は、IFRS第8号は期待どおりに機能していると結論を下した。しかし、当審議会は、追加的な検討をするいくつかの領域を識別した。そうした追加的な検討により、当審議会は次のことを行うためにIFRS第8号を修正することを提案している。

- (a) 最高経営意思決定者とは、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能である旨を強調する。
- (b) 現行の要求事項に、最高経営意思決定者は個人の場合もグループの場合もある旨の説明を追加する。
- (c) 企業の最高経営意思決定者を識別する際の非執行メンバーの役割を説明する。
- (d) 最高経営意思決定者として識別されている個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する。
- (e) 企業が識別しているセグメントが財務諸表と年次報告パッケージの他の部分との間で相違する場合に、財務諸表注記において説明を要求する。
- (f) IFRS第8号の第12A項における集約の要件に、類似した経済的特徴の追加的な例を加える。
- (g) 基準の第1項及び第20項の基本原則を満たすのに役立つ場合には、企業は最高経営意思決定者にレビューされているか又は定期的に提供されているセグメント情報以外のセグメント情報を開示することができる旨を明確化する。
- (h) 調整項目の説明は、調整項目の性質を財務諸表利用者が理解できるようにするために十分な詳細さで提供しなければならない旨を明確化する。

当審議会は、IAS第34号「期中財務報告」の修正も提案している。当審議会の提案は、企業の報告セグメントの構成変更後の最初の期中報告書において、企業は当事業年度と過去の事業年度の両方のすべての期中報告期間について修正再表示後のセグメント情報を表示しなければならないと要求するものである。ただし、当該情報が利用可能でなく、それを作成するためのコストが過大となる場合は除く。

次のステップ

当審議会は、提案に対するコメントを検討し、IFRS第8号及びIAS第34号の修正を進めるべきかどうかを決定する。

コメント募集

当審議会は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 当審議会が考慮すべき代替案があれば、それを含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めていない。

コメントは 2017 年 7 月 31 日までに到着するよう文書で提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1

当審議会は、次のことを明確化するために、IFRS 第 8 号の第 7 項、第 7A 項及び第 7B 項の修正により最高経営意思決定者についての記述を修正することを提案している。

- (a) 最高経営意思決定者とは、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能である。
- (b) 最高経営意思決定者の機能は、個人が遂行する場合もグループが遂行する場合もある。これは、企業がどのように管理されているのかに依存し、コーポレート・ガバナンスの要求事項の影響を受ける場合がある。
- (c) グループが行う意思決定のすべてに参加しているわけではないメンバーが含まれている場合であっても、グループが最高経営意思決定者として識別される可能性がある (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC4 項から BC12 項参照)。

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 22 項(c)において、企業は最高経営意思決定者として識別された個人又はグループの肩書き及び役割記述を開示しなければならないという提案をしている (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC25 項から BC26 項参照)。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 2

報告セグメントの識別について、当審議会は下記の修正を提案している。

- (a) 第 22 項(d)に、財務諸表で識別されているセグメントが、企業の年次報告パッケージの他の部分で識別されているセグメントと異なっている理由の説明を開示するという要求を追加する (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC13 項から BC19 項参照)。

- (b) IFRS 第 8 号の第 12A 項における集約の要件に、2 つのセグメントがさまざまな指標について類似した長期的な財務業績を示しているかどうかを評価するのに役立つ追加的な例を加える (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC20 項から BC24 項参照)

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 3

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 20A 項において、IFRS 第 8 号の第 1 項及び第 20 項の基本原則を満たすのに役立つ場合には、企業は最高経営意思決定者にレビューされているか又は定期的に提供されているセグメント情報以外のセグメント情報を開示することができる旨を述べる明確化のための修正を提案している (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC27 項から BC31 項参照)

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 4

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 28A 項において、調整項目の性質を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な詳細さで調整項目を記述するための説明が要求される旨を述べる明確化のための修正を提案している (IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC32 項から BC37 項参照)

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 5

当審議会は、IAS 第 34 号を修正して、企業の報告セグメントの構成の変更後に、最初の期中報告書において、企業は当事業年度と過去の事業年度の両方のすべての期中報告期間について、修正再表示後のセグメント情報を表示しなければならないと要求することを提案している。ただし、当該情報が利用可能でなく、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く (IAS 第 34 号の修正案に関する結論の根拠の BC2 項から BC10 項参照)

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

[案] IFRS 第8号「セグメント報告」の修正

第7項、第12項、第22項及び第28項を修正し、第7A項、第7B項、第12A項、第19A項、第19B項、第20A項、第28A項及び第36D項を追加する。削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。第20項、第21項、第23項、第24項、第29項及び第30項は、参照の便宜のため記載しているが、修正は提案していない。

事業セグメント

...

7 「最高経営意思決定者」という用語は、機能を示すものであり、必ずしも特定の肩書きを有する経営者を示すものではない。その機能は、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントにへの資源を配分し、その及び業績を評価に関する意思決定を行うすることにある。多くの場合、企業の最高経営意思決定者は、最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役やその他の人々のグループかもしれない。

7A 多くの場合、企業の最高経営意思決定者は、最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役等のグループであることもある。最高経営意思決定者が個人なのかグループなのかは、企業がどのように管理されているのかに依存する。コーポレート・ガバナンス上の要求事項が、企業の最高経営意思決定者が個人なのか、取締役会や経営委員会などのグループなのかに影響を与える場合がある。

7B グループ（取締役会など）には、主要な責任がガバナンスであるため、すべての意思決定に参加しているわけではないメンバーが含まれている場合がある。そのようなメンバーは、非執行メンバーと呼ばれることがある。このようなグループは、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定が当該グループによって行われている場合には、たとえ非執行メンバーがそうした決定に参加していなくても、最高経営意思決定者となる。

...

報告セグメント

...

集約の要件

12 複数の事業セグメントの経済的特徴が類似している場合には、類似した長期的な財務業績を示すことが多い。例えば、2つの事業セグメントの経済的特徴が類似している場合には、類似した長期平均総利益率が見込まれる。複数の事業セグメントは、下記の場合に、かつ、下記の場合にのみ、次の条件を満たす場合には、1つの事業セグメントに集約することができる。その条件とは

- (a) 集約することが本基準の基本原則（第1項に記述）と整合し、
- (b) 当該各セグメントの経済的特徴が類似していて、かつ、
- (c) 当該各セグメントが次のすべての点で類似していることである。

- (ai) 製品及びサービスの性質
- (bii) 製造工程の性質
- (eiii) 当該製品及びサービスの顧客の類型又は種類
- (div) 当該製品の配送又は当該サービスの提供のために使用する方法
- (ey) 該当がある場合には、規制環境の性質（例えば、銀行、保険又は公益事業）

12A 類似した経済的特徴を有する事業セグメントは、さまざまな指標について類似した長期的な財務業績を示すことが多い。こうした指標の例として、類似した長期収益成長率、類似した長期資産利益率、類似した長期平均総利益率などがある。

...

企業の報告セグメントの識別

19A セグメントの識別は、企業の事業が最高経営意思決定者にどのように報告されているのかを基礎とする。したがって、企業は財務諸表において年次報告パッケージの他の部分と同じ報告セグメントを識別すると期待される。第22項(d)は、財務諸表において識別されている報告セグメントが年次報告パッケージの他の部分において識別されているセグメントと異なる場合に、開示を要求している。

19B 企業の年次報告パッケージとは、次のような文書のセットである。

- (a) 企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表され、
- (b) 企業の年次の成績を財務諸表利用者に伝達し、
- (c) 例えば、企業のウェブサイト又は規制上の提出書類において、一般に公開されている。

年次財務諸表のほか、年次報告パッケージには、経営者による説明、プレスリリース、予告、投資家向けプレゼンテーション及び規制上の提出目的の情報が含まれる場合がある。

開 示

20 企業は、企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行う経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表利用者が評価できるように、情報を開示しなければならない。

20A 第21項から第27項で要求している開示に加えて、企業は、第1項及び第20項の基本原則を満たすのに役立つ場合には、報告セグメントに関する追加的な情報を開示することができる。この追加的な情報には、最高経営意思決定者にレビューされていないか又は定期的に提供されていない情報を含めることができる。

21 第20項の原則を実行するために、企業は、包括利益計算書を表示する期間ごとに、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 第22項に示す全般的情報
- (b) 第23項から第27項に示す、報告したセグメント純損益（報告したセグメント純損益に含めた特定の収益及び費用を含む）セグメント資産、セグメント負債及び測定基礎に関する情報

- (c) 第28項に示す、セグメント収益、報告したセグメント純損益、セグメント資産、セグメント負債及びその他の重要性があるセグメント項目の合計額と対応する企業の金額との調整

報告セグメントに係る財政状態計算書上の金額の、企業の財政状態計算書上の金額への調整は、財政状態計算書を表示する各日付について要求される。第29項及び第30項に述べるように、過去の期間に係る情報は修正再表示しなければならない。

全般的情報

22 企業は、次の全般的情報を開示しなければならない。

- (a) 企業の組織化の基礎を含め、企業の報告セグメントを識別するために使用した要素(例えば、経営者が企業の組織化を、製品及びサービス、地域、規制環境、又はこれらの組合せの差異のいずれに基づいて選択したのか、及び事業セグメントを集約しているかどうか)
- (aa) 第12項及び第12A項における集約の要件を適用する際に経営者が行った判断。これには、この方法で集約した事業セグメントの簡潔な記述と、集約した事業セグメントが類似した経済的特徴を共有していると判断した際に検討した経済的指標が含まれる。
- (b) 各報告セグメントが収益を得る源泉となる製品及びサービスの類型
- (c) 最高経営意思決定者として識別されている個人又はグループの肩書き及び役割記述
- (d) 財務諸表において識別されている報告セグメントの、企業の年次報告パッケージの他の部分において識別されているセグメントとの比較での相違の説明及びその理由(相違がある場合)

純損益、資産及び負債に関する情報

23 企業は、各報告セグメントについて純損益の測定値を報告しなければならない。企業は、報告セグメントについて資産合計及び負債合計の金額が定期的に最高経営意思決定者に提供されている場合は、それらの測定値を報告しなければならない。また、最高経営意思決定者が検討するセグメント純損益の測定値に下記の金額が含まれている場合、又はセグメント純損益の測定値に含まれていなくても別の方法で最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合には、企業は各報告セグメントに関して下記の金額を開示しなければならない。

- (a) 外部顧客からの収益
- (b) 同一企業内の他の事業セグメントとの取引による収益
- (c) 金利収益
- (d) 金利費用
- (e) 減価償却費及び償却費
- (f) IAS 第1号「財務諸表の表示」(2007年改訂)の第97項に従って開示する、重要性のある収益及び費用の項目

- (g) 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業の純損益に対する企業の持分
- (h) 法人所得税費用又は収益
- (i) 減価償却費及び償却費以外の重要性のある非資金項目

企業は、各報告セグメントの金利収益を金利費用とは区分して報告しなければならない。ただし、セグメント収益の過半が金利からであり、かつ、最高経営意思決定者が主として正味の金利収益に依拠して当該セグメントの業績評価及び当該セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行っている場合を除く。その場合には、企業はセグメントの金利収益を金利費用控除後の金額で報告し、その旨を開示する方法を採用できる。

24 最高経営意思決定者が検討するセグメント資産の測定値に下記の金額が含まれている場合、又はセグメント資産に含まれていなくても別の方法で定期的に最高経営意思決定者に提供されている場合には、企業は各報告セグメントに関して下記の金額を開示しなければならない。

- (a) 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業に対する投資の額
- (b) 非流動資産¹への追加額(金融商品、繰延税金資産、確定給付資産の純額(IAS第19号「従業員給付」参照)及び保険契約から生じる権利を除く)

...

測 定

...

調整表

- 28 企業は、次のすべてについての調整表を提供しなければならない。
- (a) 報告セグメントの収益合計額から、企業の収益へ
 - (b) 報告セグメントの純損益の測定値の合計額から、企業の税金費用(税金収益)及び非継続事業前の純損益へ。ただし、企業が税金費用(税金収益)などの項目を報告セグメントに配分している場合には、企業は、セグメントの純損益の測定値の合計額から、当該項目控除後の企業の純損益への調整表とすることができます。
 - (c) 報告セグメントの資産の合計額から、企業の資産へ(セグメント資産を第23項に従って報告している場合)
 - (d) 第23項に従ってセグメント負債を報告する場合には、報告セグメントの負債の合計額から、企業の負債へ
 - (e) 開示する情報のうち重要性のある他のすべての項目について、報告セグメントの金額の合計額から、企業についての対応する金額へ

~~すべての重要性がある調整項目は、個別に識別して記載しなければならない。例えば、報告~~

¹ 流動性配列法に従って分類される資産については、非流動資産とは、報告期間後12か月超で回収されると見込まれる金額を含む資産である。

~~セグメント純損益から企業の純損益への調整をするために必要となる、会計方針の相違により生じた重要性のある各修正の金額は、すべて個別に識別して記載しなければならない。~~

28A すべての重要性がある調整項目は、財務諸表利用者がそれらの性質を理解できるようにするのに十分な詳細さで、個別に識別して記載しなければならない。調整項目の例として、次のものがある。

- (a) 異なる会計方針についての調整（ある項目又はある種類の取引が、セグメント情報において財務諸表の他の部分で使用されているのとは異なる基礎で測定されている場合など）
例えば、企業がセグメント情報の一部又は全部を IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」で要求されているレートと異なる標準為替レートで報告している場合には、これに該当することがある。
- (b) セグメント間の金額の消去（収益及びセグメント間の債権など）
- (c) 報告セグメントに配分されていない金額。例えば、全社費用、年金費用又は為替差額の中には、報告セグメントに配分されていないものがあるかもしれません。

過去に報告した情報の修正再表示

29 企業が、報告セグメントの構成の変更を生じさせるような方法で内部組織の構造を変更した場合には、変更前の期間（期中報告期間を含む）に係る対応する情報を修正再表示しなければならない。ただし、情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く。情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大となるかどうかの判断は、個々の開示項目について行わなければならない。報告セグメントの構成の変更後には、企業は、変更前の期間に係るセグメント情報の対応する項目を修正再表示したか否かを開示しなければならない。

30 企業が、その報告セグメントの構成の変更を生じさせるような方法で内部組織の構造を変更した場合で、変更前の期間（期中報告期間を含む）のセグメント情報を当該変更を反映するように修正再表示しないときには、企業は、当該変更が発生した年度において、当期のセグメント情報を、セグメント区分の古い基礎と新たな基礎の双方で開示しなければならない。ただし、必要な情報が入手可能でなく、かつ、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く。

...

経過措置及び発効日

...

36D 「公表後に日付挿入】公表の「案」「IFRS 第8号の改善」(IFRS 第8号及び IAS 第34号の修正)により、第7項、第12項、第22項及び第28項が修正され、第7A 項、第7B 項、第12A 項、第19A 項、第19B 項、第20A 項及び第28A 項が追加された。企業は当該修正を IAS 第8号に従って「公表後に決定する日付】以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに IAS 第34号「期中財務報告」の修正を同時に適用しなければならない。

[案] IAS 第34号「期中財務報告」の修正

第45A項及び第58項を追加する。新規の文言に下線を付している。第16A項(g)及び第43項から第45項は参照の便宜のため記載しているが、修正は提案していない。

その他の開示

16A 第15項から第15C項に従った重要な事象及び取引の開示に加えて、企業は、次の情報を期中財務諸表の注記又は期中財務報告書の他の箇所に記載しなければならない。(中略)情報は、通常、期首からの累計ベースで報告しなければならない。

- (a) - (f) ...
- (g) 次のセグメント情報(期中財務報告書でのセグメント情報の開示は、IFRS 第8号「事業セグメント」によって当該企業が年次財務諸表中にセグメント情報を開示しなければならない場合にのみ必要である)
 - (i) 外部顧客からの収益(最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合)
 - (ii) セグメント間収益(最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合)
 - (iii) セグメント純損益の測定値
 - (iv) 特定の報告セグメントに係る資産合計及び負債合計の測定値(当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されており、直前の年次財務諸表で当該報告セグメントについて開示した金額から重要な変動のあった場合)
 - (v) セグメントに区分する基礎又はセグメント純損益の測定基礎について直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述
 - (vi) 報告すべきセグメント純損益の測定値の合計額と、企業の法人所得税等及び非継続事業による累積的影響額前の利益との調整。ただし、企業が法人所得税等といった項目を報告すべきセグメントに配分している場合には、企業はセグメント純損益の測定値の合計とこれらの項目調整後の損益とを調整することができる。重要性がある調整項目は、当該調整表に個別に認識して記載しなければならない。
- (h) - (l) ...

過去に報告された期中報告期間の修正再表示

43 新しい基準又は解釈指針によって経過措置が設けられている場合以外は、会計方針の変更は、次のいずれかにより反映しなければならない。

- (a) 当該事業年度の過去の期中報告期間の財務諸表、及びIAS 第8号に従って年次の財務諸表について修正再表示される過年度の対応する期中報告期間の財務諸表を修正再表示

する。

- (b) 新しい会計方針を過去のすべての期間に適用した場合における事業年度の期首時点の累積的影響額を算定することが実務上不可能である場合には、実務上可能な最も古い時点から将来に向かって新しい会計方針を適用するように、当事業年度の過去の期中報告期間及び過年度の対応する期中報告期間の財務諸表を修正する。

44 上述の原則の目的の1つは、事業年度全体を通じて、一定の種類の取引に対して单一の会計方針が適用されるようにすることである。IAS 第8号では、会計方針の変更は、実務的に可能である限り、過去の会計期間の財務データを修正再表示し、遡及適用することにより処理される。しかし、過年度に関する累積的な修正額を算出することが実務上不可能な場合には、IAS 第8号では、新しい方針を、実務上遡れる最も古い時点から将来に向かって適用する。第43項の原則の趣旨は、当事業年度において、会計方針の変更は遡及適用するか、それが実務上不可能であれば、その年度の期首より遅くない時点から将来に向かって適用しなければならないということである。

45 事業年度内のある期中報告日に会計方針の変更を反映することを認めると、単一の事業年度内の特定の種類の取引に2つの異なる会計方針を適用することを認めることになる。その結果、期中の配分が困難になり、経営成績が不明瞭になり、期中報告期間の情報の分析と理解が複雑になるであろう。

45A 企業が報告セグメントの構成を IFRS 第 8 号に従って変更する場合には、企業は、当該変更後の最初の期中財務報告書において、当事業年度及び過去の事業年度の両方の過去に報告した期中報告期間のそれぞれについて、第 16A 項(g)で要求しているセグメント情報を修正再表示し開示しなければならない。ただし、当該情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となる場合は除く。当該情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となるのかどうかの判定は、個々の開示項目ごとに行わなければならない。企業は、過去の期間についてセグメント情報を修正再表示したのかどうかを開示しなければならない。

発効日

...

58 「公表後に日付挿入」公表の「案」「IFRS 第 8 号の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号の修正)により、第 45A 項が追加された。企業は当該修正を「公表後に決定する日付」以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに IFRS 第 8 号「事業セグメント」の修正を同時に適用しなければならない。

審議会による2017年3月公表の公開草案「IFRS第8号の改善」(IFRS第8号及びIAS第34号の修正案)の承認

公開草案「IFRS第8号の改善」は、国際会計基準審議会の12名のメンバーにより公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト	議長
スザンヌ・ロイド	副議長
スティーブン・クーパー	
マルティン・エーデルマン	
フランソワーズ・フローレス	
アマロ・ルイズ・デ・オリベイラ・ゴメス	
ゲイリー・カブレック	
鶴地 隆継	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 炳國	

IFRS 第 8 号「事業セグメント」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。国際会計基準審議会（当審議会）が修正案を開発した際の考慮事項を要約したものである。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

はじめに

BC1 IFRS 第 8 号は、当審議会による適用後レビュー（PIR）の対象となった最初の基準であった。報告書及びフィードバック・ステートメント「適用後レビュー：IFRS 第 8 号『事業セグメント』」（2013 年公表）は、当該基準は予想どおりに機能しているが、IFRS 第 8 号のいくつかの領域について改善及び修正の可能性を検討すべきであるという当審議会の結論を記述している。本公開草案を開発するにあたり、当審議会はそれらの領域のみを検討した。

コンバージェンスされた基準に対する修正案

BC2 IFRS 第 8 号は、米国会計基準（US GAAP）とほぼコンバージェンスした基準である。米国の財務会計財団（FAF）も US GAAP における同等の要求事項の PIR を実施し、基準書第 131 号「企業のセグメント及び関連する情報に関する開示」（トピック 280 としてコード化）に関する適用後レビュー報告書（FAF 報告書）を公表した。FAF は米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）の評議機関である。2014 年 1 月に、FASB は、FAF の PIR により財務会計基準書第 131 号を修正するプロジェクトをアジェンダに追加しないことを決定した。2016 年 8 月に、FASB は、アジェンダ協議の一環としてコメント募集を公表し、その中で、セグメント報告のさまざまな側面を再検討する可能性のあるプロジェクトをアジェンダに追加することに関して意見を求めた。この公開草案の公表時点では、FASB はアジェンダ協議を完了していない。

BC3 IFRS 第 8 号を修正すべきか及びどのように修正すべきかを検討する際に、当審議会は、IFRS 第 8 号の公表時の 2006 年に達成されたコンバージェンスの水準を維持することを目指している。同時に、当審議会は、修正の便益が修正により生じるコストを上回ることを確保しながら IFRS 第 8 号を修正することを目指している。それらの目標を達成するため、当審議会は次のことを行う。

- IFRS 第 8 号と US GAAP の両方に共通の基本原則（すなわち、マネジメント・アプローチ）の維持を図る。
- 追加的な開示要求を開発するにあたり、コストと便益を考慮する。

IFRS 第 8 号の修正案

最高経営意思決定者の識別（第 7 項から第 7B 項及び第 22 項(c)）

BC4 IFRS 第 8 号の第 5 項に示されている事業セグメントの 1 つの要件は、セグメントの成績が企業の最高経営意思決定者によって定期的にレビューされていることである。したがって、最高経営意思決定者の識別は、事業セグメントの識別において重要な役割を果たす。

- BC5 PIR の際に、多くの作成者が、最高経営意思決定者を識別することが困難と感じていると報告した。このフィードバックにより、当審議会は次のように IFRS 第 8 号を修正することを提案している。
- (a) 最高経営意思決定者は、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能である旨を強調する BC6 項から BC7 項
 - (b) 最高経営意思決定者の機能を遂行するのは、個人である場合もグループである場合もあり、それは企業がどのように管理されているのかに依存することを明確化する BC8 項から BC9 項
 - (c) 企業の最高経営意思決定者を識別する際の非執行メンバーの役割を説明する BC10 項から BC11 項
 - (d) 最高経営意思決定者として識別されている個人又はグループの肩書き及び役割記述の開示を要求する BC25 項から BC26 項
- BC6 最高経営意思決定者が行う意思決定に関して、IFRS 第 8 号の第 7 項が資源配分に言及しているため、PIR に対するコメント提出者は、最高経営意思決定者の役割が主として戦略的なものなのか主として営業上のものなのかを質問した。多くのコメント提出者は、資源配分に関する意思決定を戦略的なものと考えていた。しかし、最高経営意思決定者の肩書きは、営業上の意思決定に言及するものである。
- BC7 このフィードバックに対応して、当審議会は、最高経営意思決定者は営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う旨を強調するように IFRS 第 8 号の第 7 項を修正することを提案している。
- BC8 IFRS 第 8 号の第 7 項では、多くの場合、企業の最高経営意思決定者は最高経営責任者又は最高業務責任者であるが、例えば、業務執行取締役等のグループであることもあると述べている。PIR に対する一部のコメント提出者は、最高経営意思決定者を識別するにあたってのコーポレート・ガバナンスに関する各国の要求事項の役割について質問した。
- BC9 このフィードバックに対応して、当審議会は、最高経営意思決定者の性質は企業の経営組織に依存する旨を説明するように IFRS 第 8 号の第 7A 項を追加することを提案している。当審議会は、第 7A 項において、コーポレート・ガバナンスの要求事項が、企業の最高経営意思決定者が個人なのかグループなのかに影響を与える場合がある旨を説明することも提案している。
- BC10 企業は、特定の状況において、取締役会を最高経営意思決定者として識別するかもしれない。しかし、その取締役会には、最高経営意思決定者が権限を有する意思決定を行うプロセスに直接には関与していない取締役も含まれている場合がある。こうしたメンバーは非執行メンバーと呼ばれることがある。一部のコメント提出者は、最高経営意思決定者として識別されたグループが非執行メンバーを含んでいてよいのかどうかを質問した。
- BC11 このフィードバックに対応して、当審議会は、最高経営意思決定者を識別するにあたっての非執行メンバーの役割を説明することを提案している。当審議会は、人々のグループである場合には、最高経営意思決定者は（IFRS 第 8 号の第 7 項の改訂案に記述されている）意思決定が行われる会議体である（たとえ当該グループの一部のメンバーがそうした意思決定に参画していない場合であっても）旨を明確化することを提案している。

IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善

BC12 当審議会は、こうした IFRS 第 8 号の明確化が、実務における最高経営意思決定者の識別に関するして作成者が示したいいくつかの主要な懸念に対処するものとなると考えている。

企業の報告セグメントの識別（第 19A 項、第 19B 項及び第 22 項(d)）

- BC13 IFRS 第 8 号を公表した際に、当審議会は、マネジメント・アプローチの便益は、企業がセグメント情報を報告する方法が年次報告書の他の部分で同様の情報を報告する方法と整合的となることであろうと予想していた。報告セグメントの識別に関して指摘された問題点を検討する間に、当審議会は、企業が同一のセグメントを財務諸表、経営者による説明及び他の種類の財務発表において報告する際に、企業がこの 3 組のデータを相互に確認していることを発見した。財務情報の利用者は当審議会に、セグメント情報は企業の報告書のすべてにおいて同一である場合の方が信用できると見ていると述べた。利用者はまた、セグメント情報がマネジメント・アプローチを用いて報告される場合には、このアプローチの適用によってさまざまな文書において首尾一貫性がもたらされることも期待している。
- BC14 しかし、実務上は、財務諸表において報告されるセグメントが、経営者による説明や他の種類の財務上の発表に使用されているセグメントと異なっている場合がある。このため、財務諸表利用者がセグメント情報を理解してそれに依拠することが困難となる可能性がある。
- BC15 多くの証券規制者は、企業が異なる文書において異なるセグメントを識別している場合には企業に異議を唱えると当審議会に述べた。一部の証券規制者は、事業セグメントの識別は経営者の判断を基礎としているので、この領域で要求事項への遵守を強制することが困難な場合があるとも述べた。
- BC16 企業のコミュニケーション全体にわたってのセグメントの識別の首尾一貫性の欠如に関する利用者及び規制者の懸念に対処するため、当審議会は IFRS 第 8 号の第 19A 項及び第 22 項(d)の修正を提案している。これらの修正案は、企業が財務諸表において、財務諸表で識別されている報告セグメントが年次報告パッケージの他の部分で識別されているセグメントとどのように異なっているのか及びその理由を説明することを要求するものである。
- BC17 当審議会は、財務諸表で報告されているセグメントを、企業の年次報告書の残りの分とだけではなく、IFRS 第 8 号の第 19B 項で記述しているように、年次報告パッケージの全体と比較しなければならないと提案している。これは、年次報告書は、財務諸表利用者が企業の活動を評価する際に使用するセグメント情報の唯一の源泉ではないからである。したがって、要求される比較を年次報告書に限定すると制限しすぎることになる。
- BC18 IFRS 基準が要求事項を設けているのは財務諸表についてであり、経営者による説明や他の報告される情報についてではない。したがって、当審議会は、財務諸表、経営者による説明及び他の報告される情報の間でのセグメントの識別の首尾一貫性を強制する立場ないと結論を下した。
- BC19 しかし、IFRS 第 8 号の第 19A 項及び第 22 項(d)の修正案は、利用者及び規制者が指摘した懸念への対処に役立てるために提案されている。当審議会は、年次財務諸表の注記において、企業の財務諸表で識別されている報告セグメントが企業の年次報告パッケージの他の部分で識別されているセグメントとどのように異なっているのか及びその理由の説明を開示することを企業に要求することにより、IFRS 第 8 号で使用されているマネジメント・アプローチが強化され、セグメントの首尾一貫した識別が促進されると期待している。

集約の要件（第12項及び第12A項）

- BC20 IFRS 第 8 号は、次の場合に、複数の事業セグメントを单一の事業セグメントに集約することができるとしている。その条件とは、集約が IFRS 第 8 号の基本原則と整合的であり、各セグメントが類似した経済的特徴を有しており、かつ、各セグメントが当該基準の第 12 項(c)に示された 5 つの判断基準に関して類似していることである。
- BC21 事業セグメントの集約の要件の適用は、経営者がセグメント情報を作成し開示する際に行わなければならない主要な判断の 1 つである。PIR では、多くの作成者及び監査人がこの判断を実務上困難であると考えており、規制者が集約に異議を唱える場合が多いことが示された。この懸念に対処するため、当審議会は IFRS 第 8 号を 2013 年に（「IFRS の年次改善 2010 - 2012 年サイクル」の一部として）修正し、経営者が IFRS 第 8 号の第 12 項における集約の要件を適用する際に行う判断を注記で開示するという要求を盛り込んだ。
- BC22 事業セグメントの集約に関する全般的な論点についてのコメントに加えて、多くのコメント提出者が、例示の提供が 1 つ（IFRS 第 8 号の第 12 項における総利益率）だけであるのは、2 つのセグメントが類似した長期的な財務業績を有しているのかどうかを評価するには不十分であるという見解を示した。コメント提出者は、2 つのセグメントが総利益率は同じであっても異なる経済的特徴を有している可能性があると述べた。彼らは、長期的な財務業績のいくつかの指標を考慮することで、集約が適切かどうかがより十分に評価されるであろうと指摘した。彼らはさらに、例示を追加すれば不適切な集約が減少するであろうと指摘した。
- BC23 当審議会は、総利益率は単なる一例として意図したものであり、IFRS 第 8 号の第 12 項が集約に関する全体的な原則を含んでいることに留意した。したがって、適用を改善するため、当審議会は、第 12 項の例示を収益成長率や資産利益率などの追加的な例で補足することを提案している。また、当審議会は、長期的な財務業績のさまざまな指標において類似している場合にのみ、事業セグメントは類似した経済的特徴を有するものと見ることができると提案している。
- BC24 当審議会は、IFRS 第 8 号の第 12 項の構成を変更して、どの事業セグメントを報告セグメントに集約できるのかを評価する際に経営者が従う 3 段階のプロセスを反映した 2 つの項に分割することを提案している。

開示

最高経営意思決定者の開示（第 22 項(c)）

- BC25 PIR の間に、多くの財務諸表利用者が当審議会に、誰が最高経営意思決定者なのかを開示することで、事業がどのように運営されているのか及び意思決定がどのレベルで行われているのかに関する有用な情報が提供されるであろうと述べた。規制者及び監査人も、最高経営意思決定者の明示的な識別により、企業の意思決定プロセスの透明性が高まるであろうと考えていた。
- BC26 したがって、当審議会は、IFRS 第 8 号は最高経営意思決定者として識別されている個人又はグループの肩書き及び役割記述を開示するよう企業に要求すべきであると提案している。

特定の項目の開示（第 20A 項）

- BC27 IFRS 第 8 号の基本原則は、企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行う経済環境の性

IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善

質や財務的な影響を財務諸表利用者が評価できるようにするための情報を開示しなければならないと述べている。

- BC28 IFRS 第 8 号の第 23 項及び第 24 項は、特定の金額が最高経営意思決定者にレビューされているか又は定期的に提供されている場合には、各報告セグメントについていくつかの項目の開示を要求している。
- BC29 多くの財務諸表利用者が、当審議会に、IFRS 第 8 号の第 23 項及び第 24 項に列挙された項目は、彼らが企業間の比較を行うために必要としている情報を必ずしも提供しないと述べた。PIR に参加した財務諸表利用者の大半は、当審議会が特定の項目の開示を強制することを望んでいた。同時に、財務諸表利用者は、どの表示項目を要求すべきなのかを決定することは困難であろうと考えていた。表示項目が一部の業種では他の業種よりも目的適合性が高いというものがあるからである。
- BC30 当審議会は利用者の懸念を理解している。しかし、当審議会は、最高経営意思決定者にレビューされておらず、定期的に提供されてもいいない項目の開示を要求することは、IFRS 第 8 号の基礎となっているマネジメント・アプローチと整合しないことにも留意した。当審議会は、追加的な項目の開示が IFRS 第 8 号の基本原則を満たすのに役立つのであれば、企業は当該基準の第 23 項及び第 24 項で開示が要求されていない追加的な項目を開示できることに留意している。これは、たとえその追加的な情報が最高経営意思決定者にレビューされたり、定期的に提供されたりしていない場合であっても当てはまる。
- BC31 IFRS 第 8 号はマネジメント・アプローチに基づいているので、当審議会は、企業は最高経営意思決定者にレビューされているか又は定期的に提供されているものだけを開示できると結論を下す人々がいるかもしれないことを理解している。当審議会の考えでは、これは IFRS 第 8 号が要求している内容の妥当な読み方ではない。しかし、疑問を避けるため、当審議会は、IFRS 第 8 号の第 20A 項において、追加的な開示が当該基準の基本原則を企業が満たすのに役立つのであれば、企業は第 23 項及び第 24 項で要求されているよりも多くの情報を開示できる旨を明確化することを提案している。

調整表

調整項目のより十分な説明（第 28A 項）

- BC32 企業は、マネジメント・アプローチを用いて表示しているセグメント金額を企業全体についての対応する金額と調整することを要求されている。IFRS 第 8 号の第 28 項は、すべての重要性のある調整項目を個別に識別して記載することを要求している。IFRS 第 8 号の IG3 項から IG4 項は、セグメント情報のさまざまな項目を企業の財務諸表における対応する金額に調整する 6 つの例を記載している。
- BC33 PIR に参加した作成者の大半は、当審議会に、調整表に関する要求事項は明確であり、それに準拠することは単純明快であると述べた。
- BC34 財務諸表利用者の多くは、規制者とともに、調整表をセグメント別に作成することを要望した。しかし、PIR に参加した作成者等は、調整項目を報告セグメントに配分するための体系的な基礎がないであろうと述べ、セグメント別の調整表に対して警告した。彼らは、非体系的な配分は、追加的なセグメント情報の価値を低下させるであろうと指摘した。
- BC35 一部の財務諸表利用者は、この見解を受け入れ、調整項目の性質に関してもっと十分な説明

(調整項目が報告セグメントに配分されていない理由の説明を含む)が提供されるのであれば、投資者自らが、調整項目が個々のセグメントにどのように影響を与えるのかをより適切に評価できるであろうと報告した。

- BC36 当審議会は、さまざまな見解を検討した。当審議会は、IFRS 第 8 号は個々の調整項目の性質のより十分な説明を要求すべきであると提案している。これにより、これらの項目が個々の報告セグメントに与える影響を財務諸表利用者がより適切に理解することが可能となる。これを支持して、当審議会は、第 28A 項において、より多くの調整項目の例を基準に記載することも提案している。
- BC37 当審議会は、すべての調整項目を報告セグメントに配分するよう要求することを提案していない。これには恣意的又は非体系的な配分が必要となる可能性があり、調整項目のセグメント別の分析の価値を限定することになるという見解を受け入れている。

経過措置（第 36D 項）

- BC38 当審議会は、企業はこの修正を遡及適用しなければならないと提案している。したがって、財務諸表利用者は、当期と過去の期間について同じ基礎で表示されたセグメント情報を有することになる。当審議会は、この修正の遡及適用は下記の理由で煩雑ではないと考えている。
- (a) 認識及び測定ではなく、開示のみを扱っている。
 - (b) 主に、新たな要求事項を課すものではなく、既存の要求事項を明確化するものである。

IAS 第34号「期中財務報告」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。国際会計基準審議会（当審議会）が修正案を開発した際の考慮事項を要約したものである。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。

はじめに

- BC1 IFRS 第8号「事業セグメント」のPIRから受けたフィードバックにより、セグメントの分析が財務諸表利用者にとって重要な情報であることが確認された。財務諸表利用者の多くが、多年にわたり収集されたデータ時系列を、企業の将来の業績を予測するためにモデル化している。しかし、当審議会は、報告セグメントの構成を頻繁に変更する企業の例に関する情報を受けた。そうした頻繁な変更は、財務諸表利用者が意思決定プロセスの一環として報告セグメントの趨勢分析を行うことを妨げるものである。

IAS 第34号の修正案

報告セグメントの変更時における趨勢データの維持

- BC2 IFRS 第8号の第29項は、企業が報告セグメントの構成を変更した場合には常に、それより古い期間に係る情報を修正再表示することを要求している（ただし、当該情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となる場合は除く）。報告セグメントの趨勢に関する情報は財務諸表利用者にとって特に有用であるため、PIRに対するコメント提出者の一部は、修正再表示を要求する過去の期間を3年間又は5年間に増やすべきであると提案した。
- BC3 しかし、一部の作成者は、追加的な期間について修正再表示した情報を作成することは負担となる可能性があると述べた。彼らは、修正再表示した情報の監査に追加的な外部コストが生じることも懸念した。これらの作成者は、場合によっては、要求される詳細が過去の期間において収集されていない場合（特に、事業がそれらの期間内に取得又は処分された場合）には、当該情報が利用可能でないおそれがあると報告した。
- BC4 他の作成者は、当該情報は利用可能である可能性が高いと述べた。修正再表示した情報は、経営者が内部組織の構造を変更する意思決定を行った際に使用されているであろうからである。彼らは、経営構造が変化する場合に、多くの下位企業をカバーする高度な報告システムを過大なコストを掛けずに再構成できると主張した。
- BC5 しかし、当審議会は、変更前の3年間又は5年間について修正再表示した情報を要求することは、作成者に不合理な負担を課すおそれがあることを懸念した。当審議会は、それらの修正再表示した金額の監査はコストが掛かる可能性があることにも留意した。当審議会は、これらの追加的な負担は財務諸表利用者の便益に見合わないおそれがあると結論を下した。市場、製品及び事業モデルなどの事業状況が頻繁に変化する場合があるからである。

期中報告期間の情報の修正再表示

- BC6 PIR後のアウトリーチに参加した財務諸表利用者の多くが、前年度に関する情報の方が、前年度よりも前の期間に係る情報よりも重要であると報告した。これらの財務諸表利用者は、報告セグメントの構成の変更後の最初の期中報告期間には、前事業年度（すなわち、前年の

4つの四半期又は2つの半期)に係る期中セグメント情報の修正再表示を含めるべきであると考えている。これにより、セグメントの変更が最初に報告される時点で、期中報告の間隔に基づくモデルを財務諸表利用者が更新することが可能となる。

- BC7 過去の年次報告期間の期中情報の修正再表示は現在も要求されているが、企業は、対応する当期の期中報告期間に係る情報が報告されるまでは、比較対象期中報告期間に係る修正再表示後の情報を提供する必要がない。これは、財務諸表利用者が、各比較対象期中報告について修正再表示したセグメント情報を受け取るまで、年度全体の期中報告サイクルが完了するのを待たなければならないことを意味する。
- BC8 当審議会は、リサーチの後に、過去の事業年度のすべての期中報告期間を、報告セグメントの構成の変更後の最初の期中財務諸表において修正再表示して表示すべきとすることを提案している。これは追加的な情報の作成を要求するものではなく、すでに要求されている修正再表示が単に早く表示されるだけである。それらの修正再表示を変更後の最初の期中報告期間において表示することで、財務諸表利用者がデータのモデル化及び趨勢情報を適時に更新することが可能となる。
- BC9 この変更案の影響は、四半期報告を行っていて年次財務諸表の報告日が12月31日である企業を参照して例示することができる。
- (a) 企業の報告セグメントの構成が1月1日に変更されたとした場合には、3月31日に終了する期間に係る期中財務報告書が、報告セグメントの新たな構成に基づいて作成される最初のものとなる。その期中財務報告書には、前事業年度の4つの四半期のそれぞれに係る修正再表示したセグメント情報を含めることが要求される。
 - (b) 企業の報告セグメントの構成が4月1日に変更されたとした場合には、6月30日に終了する期間(すなわち、第2四半期)に係る期中財務報告書が、報告セグメントの新たな構成に基づいて作成される最初のものとなる。その期中財務報告書には、報告セグメントの新たな構成に基づいた当年度の第1四半期に係る情報に加え、前事業年度の4つの四半期のそれぞれに係る修正再表示したセグメント情報を含めることが要求される。

過大コストのテスト

- BC10 IFRS第8号の第29項及び第30項は、過去の期間(期中報告期間を含む)についての対応する情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となる場合には、企業は当該情報を修正再表示する必要ないと述べている。情報が利用可能でなく作成するためのコストが過大となるかどうかの判定は、個々の開示項目のそれぞれについて行わなければならない。IFRS第8号の結論の根拠の付録の第100項は、当該基準に過去の期間の修正再表示についての「過大なコストのテスト」が含まれている理由を説明している。当審議会は、報告セグメントに係る期中情報のより早期の表示についてのIAS第34号の要求事項に同じテストを盛り込むことを提案している。このテストは個々の開示項目に適用されることになる。

経過措置(第58項)

- BC11 当審議会は、企業はこの修正を遡及適用しなければならないと提案している。したがって、財務諸表利用者は、当期及び過去の期間について同じ基礎で作成されたセグメント情報を有することになる。当審議会は、この修正の遡及適用は煩雑ではないと考えている。新たな情報の開示を要求するものではなく、既存の開示要求の時期を早めるだけだからである。